

証券コード 1431
平成28年9月12日

株 主 各 位

熊本県山鹿市鍋田178番地1
株式会社エスケーホーム
代表取締役社長 瀬 口 力

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年9月26日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月27日（火曜日）午後1時30分
2. 場 所 熊本県山鹿市山鹿1768
山鹿温泉 清流荘 2階 花水木の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-home.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、アジア新興国や資源国等の景気が下振れしているほか、企業収益や個人消費が足踏みを続けているものの、雇用環境の改善や設備投資に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いております。

住宅業界におきましては、国土交通省公表による全国の持家の新設住宅着工数は、平成27年12月度と平成28年1月度は前年対比で減少したものの、その他の月では前年対比はプラスに転じ、8%の消費税増税後の冷え込みからは概ね回復してまいりました。同様に当社の主要販売エリアとなる熊本県の推移においては、前年対比で増加と減少を毎月のように繰り返しております。加えて、平成28年熊本地震（以降、熊本地震）の影響もあり、平成28年5月と6月は前年対比で大きく減少することとなる等、依然不透明な状況が続きました。

このような環境のなか、当社は販売エリアの拡大を進めるべく、営業所の拡大に努めました。平成28年3月に熊本県菊池郡菊陽町に「光の森店」を開設し、同年4月には佐賀県佐賀市鍋島町において「佐賀店」を開設しました。また、生産性の高い業務を目指し、積極的なIT投資を進めた結果、当社の取り組みが経済産業省より評価され、平成28年6月に「2016年 攻めのIT経営中小企業百選」に選定されました。その他、1,000万円台からの都市型建売住宅「アイフォート」の建設用地を熊本市内で仕入強化し、販売を加速させました。

しかしながら、平成27年8月に発生した台風被害の補修対応の影響に加え、顧客の住宅建設地決定及び着工までに時間を要したことにより、通期における引渡棟数が減少することになりました。また、熊本地震による被害補修対応が発生したため、引渡し延長に伴う売上高の減少並びに売上原価の増加が発生しました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高は2,974,125千円（前期比12.7%減）、営業利益35,793千円（前期比74.8%減）、経常利益53,906千円（前期比73.4%減）、当期純利益17,065千円（前期比85.7%減）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分    | 第18期<br>(平成27年6月期) |            | 第19期<br>(平成28年6月期) |            | 前期比増減      |            |
|---------|--------------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|
|         | 金額<br>(千円)         | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円)         | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 増減率<br>(%) |
| 建築請負事業  | 3,170,345          | 93.0       | 2,570,750          | 86.4       | △599,594   | △18.9      |
| 不動産販売事業 | 163,034            | 4.8        | 338,403            | 11.4       | 175,369    | 107.6      |
| その他     | 73,690             | 2.2        | 64,970             | 2.2        | △8,719     | △11.8      |
| 合計      | 3,407,069          | 100.0      | 2,974,125          | 100.0      | △432,944   | △12.7      |

### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は5,521千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、熊本県菊池郡菊陽町光の森及び佐賀県佐賀市鍋島町の営業所新設に伴う設備・備品の取得等であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、平成27年8月5日付で福岡証券取引所Q-B o a r d市場に上場し、平成27年8月4日を払込期日とした公募増資により新株式150,000株を発行し、110,400千円の資金調達を行いました。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第16期<br>(平成25年6月期) | 第17期<br>(平成26年6月期) | 第18期<br>(平成27年6月期) | 第19期<br>(当事業年度)<br>(平成28年6月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 2,766,604          | 3,086,224          | 3,407,069          | 2,974,125                     |
| 経常利益(千円)      | 168,113            | 132,606            | 203,025            | 53,906                        |
| 当期純利益(千円)     | 94,307             | 73,910             | 119,215            | 17,065                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 104.79             | 82.12              | 129.72             | 15.84                         |
| 総資産(千円)       | 1,550,530          | 1,650,560          | 1,626,319          | 1,565,982                     |
| 純資産(千円)       | 612,045            | 685,956            | 835,421            | 962,887                       |
| 1株当たり純資産額(円)  | 680.05             | 762.17             | 887.80             | 882.57                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成26年5月11日付で1株につき1,000株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 親会社等との間の取引に関する事項  
該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

住宅業界におきましては、日銀のマイナス金利政策を受け、住宅ローンが過去最低の低金利を続けているほか、住宅ローン減税拡充等の住宅取得に対する負担軽減策が講じられ、全国的には回復傾向が続いております。しかしながら、当社の主要販売エリアにおいては熊本地震の影響が大きく、そのニーズにマッチした迅速な対応が求められております。

また、中長期的にみると少子高齢化による世帯数の減少や品質向上による住宅の長寿命化、多様化するライフスタイルを反映した住宅取得意識の変化などにより、新設住宅着工戸数は減少傾向が継続することが予想され、企業間の競争は一段と激化すると思われま

す。このような事業環境のもと、市場環境の変化や多様化するお客様のニーズにいち早く対応し、より満足いただける戸建住宅事業を推進するために、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①熊本地震における復興支援

一日も早い復興支援に向け、当社は総力を挙げて取り組んでまいります。この震災発生直後、当社はお客様を第一とし、安否確認・支援物資の提供をはじめとするサポート業務を展開いたしました。また、お客様の復旧・復興工事を進める傍ら、新築工事においては一次取得者層のみならず、二次取得者層での需要拡大が発生しており、そのニーズは多岐にわたりますので、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいります。

### ②少子高齢化による市場縮小への対応

国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の世帯数の将来推計」によると、少子高齢化により国内の世帯数は2019年をピークに減少に転じると予想されており、人口・世帯数の減少が今後の住宅着工戸数に大きな影響を与えると考えられます。

このように住宅需要の減少が予測されるなか、当社はさらなる企業成長を図るため、従来の熊本県北部及び福岡県大牟田市を中心とした地方展開に加え、熊本県都市部をはじめとした熊本県全域、福岡県、佐賀県等へ営業地域の拡大に努めてまいります。また、都市部において顧客層の拡大を図るため、都市部向け商品の販売に注力してまいります。

### ③コンプライアンス体制の強化

当社の事業は、建築基準法をはじめ、建設業法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築士法、宅地建物取引業法、個人情報保護法、労働安全衛生法、消費者契約法、景品表示法など様々な法律・法令に関わっております。当社はこれらの法令を遵守し、法的責務を全うするため、社内規程・マニュアルの整備を適宜行うとともに、従業員の研修・勉強会等を通じて意識の向上に努めるなど、コンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

#### ④人材の確保と育成

上記の課題を克服するために優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。

今後、研修・育成の充実に取り組み、組織を構成する一人ひとりの業務に対するレベルアップを図るとともに、当社の経営理念及び役職員の行動規範を理解した責任ある人材の育成を行います。

#### (7) 主要な事業内容（平成28年6月30日現在）

当社は、熊本県及び福岡県南部、佐賀県東部を中心に、注文住宅及び建築請負の企画、設計、施工、監理を主な事業内容とする戸建住宅事業を行っております。

当社は、主要顧客層を25歳から45歳の第一次取得者層に設定し、設計自由度に優れた低価格住宅「テラーメイドの家」と、「永く使える、変えられる」をコンセプトとし、長期優良住宅認定制度に標準で対応した「無印良品の家」を提供しております。

加えて、熊本市内の利便性の高い地域を中心に、1,000万円台からの都市型建売住宅「アイフォート」の販売を開始しております。

#### (8) 主要な営業所（平成28年6月30日現在）

| 名称           | 所在地                  |
|--------------|----------------------|
| 本店           | 熊本県山鹿市鍋田178番地1       |
| エスケーホーム 光の森店 | 熊本県菊池郡菊陽町光の森二丁目2番2号  |
| エスケーホーム 佐賀店  | 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝953番1号 |

#### (9) 使用人の状況（平成28年6月30日現在）

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 87(12)名 | 12名増(3名増) | 29.5歳 | 4.1年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### (10) 主要な借入先の状況（平成28年6月30日現在）

該当事項はありません。

#### (11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項（平成28年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,091,000株

(3) 株主数 450名

### (4) 大株主

| 株主名                                                   | 持株数      | 持株比率  |
|-------------------------------------------------------|----------|-------|
| 瀬口力                                                   | 570,000株 | 52.2% |
| 瀬口悦子                                                  | 267,800  | 24.5  |
| 瀬口瑞恵                                                  | 40,000   | 3.7   |
| エスケーホーム従業員持株会                                         | 33,500   | 3.1   |
| 吉岡裕之                                                  | 21,700   | 2.0   |
| 藤樫勇氣                                                  | 21,500   | 2.0   |
| 井手尾環                                                  | 19,900   | 1.8   |
| 井手尾力                                                  | 10,000   | 0.9   |
| 西村信男                                                  | 6,000    | 0.5   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 4,800    | 0.4   |

(注) 自己株式は所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月3日付で証券会員制法人福岡証券取引所から上場承認を受け、平成27年8月5日にQ-B o a r d市場に上場いたしました。

株式上場にあたり、平成27年7月3日及び平成27年7月14日の取締役会において、公募による募集株式の発行を決議し、平成27年8月4日に払込が完了いたしました。この結果、普通株式が150,000株増加し、発行済株式の総数は1,091,000株となりました。



### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                          |
|------------------------|---------------------|------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成26年6月20日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 5個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 1,150,000円<br>(1株当たり 1,150円)  |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成28年7月1日から<br>平成38年6月30日まで              |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注)                                      |
| 役 員 の 保 有 状 況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |

(注) 当社は割当てを受けた役員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



#### IV. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年6月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況         |
|----------|------|----------------------|
| 代表取締役社長  | 瀬口力  |                      |
| 常務取締役    | 瀬口悦子 | 営業部長、建築部管掌           |
| 取締役      | 山崎和範 | 管理部長、アフターメンテナンス室管掌   |
| 取締役      | 松村伸也 | K&Pパートナーズ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役      | 西村信男 | 西村信男税理士事務所長          |
| 常勤監査役    | 櫻井昭生 |                      |
| 監査役      | 古田哲朗 | ふるた法律事務所代表弁護士        |
| 監査役      | 永野隆  | 永野公認会計士事務所長          |

- (注) 1. 取締役松村伸也氏及び取締役西村信男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役は、全員社外監査役であります。
3. 常勤監査役櫻井昭生氏及び監査役永野隆氏は、以下のとおり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役櫻井昭生氏は、長年にわたりソニー株式会社 に在籍し、会社経営及び監査役としての豊富な経験を有しております。
  - ・監査役永野隆氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役古田哲朗氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・平成28年1月1日付で取締役山崎和範氏は、アフターメンテナンス室管掌役員に就任いたしました。
6. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、取締役松村伸也氏及び取締役西村信男氏並びに監査役全員を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 91,560千円<br>(2,760) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 9,884<br>(9,884)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(5名) | 101,444<br>(12,644) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月17日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年1月9日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ハ. 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役松村伸也氏は、K&Pパートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役西村信男氏は、西村信男税理士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役古田哲朗氏は、ふるた法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役永野隆氏は、永野公認会計士事務所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況及び発言状況                                                                                            |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 松村伸也 | 当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                      |
| 取締役 | 西村信男 | 当事業年度に開催された取締役会21回中20回出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                     |
| 監査役 | 櫻井昭生 | 当事業年度に開催された取締役会21回、監査役会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性や適正性について適切な発言を行うとともに、常勤監査役の立場から監査役会を主導し、監査役監査を実施しております。 |
| 監査役 | 古田哲朗 | 当事業年度に開催された取締役会21回中19回、監査役会15回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                    |
| 監査役 | 永野隆  | 当事業年度に開催された取締役会21回、監査役会15回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                        |

## V. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 13,200千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価として800千円支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等を評価し、職務の執行に支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

#### (1) 企業統治

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程及びその他の社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は取締役会の決定した職務に基づき、法令、定款、取締役会決議その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。
- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査法人と連携して、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査します。

#### (2) コンプライアンス

当社は、「エスケーホーム行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守します。また、コンプライアンスに関する教育・研修を実施するほか、内部通報制度を整備してコンプライアンス体制の充実に努めます。

#### (3) 財務報告の信頼性確保

当社は、「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実に努めます。

#### (4) 内部監査

内部監査は、業務全般に関して法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等について定期的に実施し、代表取締役社長、管掌取締役、常勤監査役及び監査の対象となる部門の長に報告します。また、内部監査は、これにより判明した指摘事項の改善状況について、継続して実施します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存・管理について、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

また、情報の閲覧については、当社の取締役及び監査役がいつでもこれらの情報を閲覧することができる体制を整備します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、信用リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクを未然に防止するため、取締役会及び経営会議に連絡・報告する体制を整備します。

また、リスク管理規程を整備し、不測の事態に迅速に対応できる体制の構築に努めます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### (1) 取締役会、経営会議

- ① 取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月開催し、重要事項及び法定事項について意思決定を行うとともに、各取締役からその業務執行に関する報告を3ヶ月に1回以上受けることで、職務執行状況を監督します。
- ② 代表取締役社長の経営統制のための協議機関として経営会議を設置し、経営方針、その他経営に関する重要事項について協議するとともに、経営情報を可能な限り共有し、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図ります。

#### (2) 担当役員制

- ① 当社は、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、取締役会の決定により、部門ごとに担当役員を定めます。
- ② 各担当役員の権限と責任は、取締役会で決定するもののほか、職務権限規程及び業務分掌規程により明確にし、効率的かつ透明性の高い職務の執行に努めます。

#### (3) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図るものとし、自己の担当事業領域に関する業務目標・業務改善の達成を通じて企業価値の創出・向上に努めます。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して、自らと指揮命令関係にない他の担当役員の担当事業領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役と協議の上、当社にとって客観的に最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて代表取締役社長の決定を仰ぐシステムを講じます。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補助します。



**6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

(1) 監査役の求めに応じた使用人の設置

監査役が取締役から独立した監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には取締役はこれに応じます。

(2) 当該使用人の取締役からの独立

監査役より、監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

**7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

(1) 会議体への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会、その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧します。

(2) 取締役の報告義務

取締役は、法令が定める事項のほか、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとします。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができます。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反その他不正行為に関する事実

**8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

**9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。



## 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (1) 意見聴取の実施

監査役は、監査法人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、代表取締役社長、取締役及び重要な使用人から業務執行の状況に関する意見聴取を実施します。

### (2) 内部監査の機能を有する部門と監査役との連携

内部監査の機能を有する部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

### (3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、その他の外部専門家を独自に起用します。

## VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況(平成27年7月1日から平成28年6月30日)

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 代表取締役社長以下取締役、監査役をメンバーとした取締役会を21回開催したほか、代表取締役社長の経営統制のための協議機関である経営会議を12回開催し、営業状況やその他各業務全般の執行状況の把握を行っております。
2. 監査役、監査法人及び社長室は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

## 貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)           |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,330,773</b> | <b>流動負債</b>      | <b>505,813</b>   |
| 現金及び預金          | 752,244          | 工事未払金            | 193,313          |
| 完成工事未収入金        | 406              | 未払金              | 62,268           |
| 売掛金             | 821              | 未払費用             | 53,329           |
| 未成工事支出金         | 105,158          | 未払消費税等           | 18,569           |
| 販売用不動産          | 139,675          | 未払法人税等           | 3,055            |
| 仕掛販売用不動産        | 218,045          | 未成工事受入金          | 98,843           |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,572            | 前受金              | 339              |
| 前渡金             | 9,200            | 預り金              | 67,223           |
| 前払費用            | 14,804           | 賞与引当金            | 275              |
| 未収還付法人税等        | 18,816           | 災害損失引当金          | 7,000            |
| 繰延税金資産          | 16,070           | その他              | 1,593            |
| 短期貸付金           | 31,057           | <b>固定負債</b>      | <b>97,281</b>    |
| その他             | 19,898           | 退職給付引当金          | 1,005            |
| <b>固定資産</b>     | <b>235,209</b>   | 役員退職慰労引当金        | 77,259           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>136,927</b>   | 完成工事補償引当金        | 19,016           |
| 建物              | 78,258           | <b>負債合計</b>      | <b>603,094</b>   |
| 構築物             | 4,785            | (純資産の部)          |                  |
| 車両運搬具           | 3,765            | <b>株主資本</b>      | <b>962,887</b>   |
| 工具器具備品          | 3,983            | 資本金              | 178,950          |
| 土地              | 46,134           | 資本剰余金            | 61,700           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,301</b>     | 資本準備金            | 61,700           |
| ソフトウェア          | 6,076            | <b>利益剰余金</b>     | <b>722,237</b>   |
| その他             | 225              | 利益準備金            | 30,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>91,980</b>    | その他利益剰余金         | 692,237          |
| 投資有価証券          | 50,000           | 繰越利益剰余金          | 692,237          |
| 出資金             | 100              | <b>純資産合計</b>     | <b>962,887</b>   |
| 長期前払費用          | 25,822           | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,565,982</b> |
| 繰延税金資産          | 6,119            |                  |                  |
| その他             | 12,766           |                  |                  |
| 貸倒引当金           | △2,828           |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,565,982</b> |                  |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自平成27年7月1日 至平成28年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額         |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           |           |
| 完成工事高                 | 2,570,750 |           |
| 不動産売上高                | 338,403   |           |
| その他売上高                | 64,970    | 2,974,125 |
| 売 上 原 価               |           |           |
| 完成工事原価                | 1,952,537 |           |
| 不動産売上原価               | 287,687   | 2,240,224 |
| 売 上 総 利 益             |           | 733,900   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 698,106   |
| 営 業 利 益               |           | 35,793    |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息               | 326       |           |
| 受 取 配 当 金             | 2         |           |
| 受 取 手 数 料             | 20,978    |           |
| そ の 他                 | 3,016     | 24,323    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 株 式 交 付 費             | 3,277     |           |
| 損 害 賠 償 金             | 2,893     |           |
| そ の 他                 | 40        | 6,210     |
| 経 常 利 益               |           | 53,906    |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 104       |           |
| 減 損 損 失               | 7,640     |           |
| 災 害 に よ る 損 失         | 9,286     | 17,031    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 36,875    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 22,716    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,906    | 19,809    |
| 当 期 純 利 益             |           | 17,065    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自平成27年7月1日 至平成28年6月30日)

(単位：千円)

|             | 株主資本    |        |             |        |                             |             |            |           |
|-------------|---------|--------|-------------|--------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
|             | 資本金     | 資本剰余金  |             | 利益剰余金  |                             |             | 株主資本<br>合計 | 純資産<br>合計 |
|             |         | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金  | その他利<br>益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当 期 首 残 高   | 123,750 | 6,500  | 6,500       | 30,000 | 675,171                     | 705,171     | 835,421    | 835,421   |
| 事業年度中の変動額   |         |        |             |        |                             |             |            |           |
| 新 株 の 発 行   | 55,200  | 55,200 | 55,200      |        |                             |             | 110,400    | 110,400   |
| 当 期 純 利 益   |         |        |             |        | 17,065                      | 17,065      | 17,065     | 17,065    |
| 事業年度中の変動額合計 | 55,200  | 55,200 | 55,200      | -      | 17,065                      | 17,065      | 127,465    | 127,465   |
| 当 期 末 残 高   | 178,950 | 61,700 | 61,700      | 30,000 | 692,237                     | 722,237     | 962,887    | 962,887   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券

償却原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 未成工事支出金、販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 7年～50年 |
| 車両運搬具  | 2年～6年  |
| 工具器具備品 | 3年～20年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当事業年度末における要支給総額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補修費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

⑥ 災害損失引当金

熊本地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価

工期のごく短いもの等については工事完成基準を適用し、その他の工事で当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による営業利益、経常利益、当期純利益への影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

宅地建物取引業法に定める手付金等の保全措置として西日本住宅産業信用保証株式会社に対して保証基金に充てるため、以下の資産を担保に供しております。

|      |          |
|------|----------|
| 定期預金 | 50,000千円 |
|------|----------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 97,390千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,091,000株 |
|------|------------|

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、公募増資により150,000株の新株の発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成28年9月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 10,910千円 | 10円      | 平成28年6月30日 | 平成28年9月28日 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 490千円     |
| 棚卸資産評価減   | 2,669千円   |
| 未払賞与      | 11,080千円  |
| 賞与引当金     | 84千円      |
| 災害損失引当金   | 2,148千円   |
| 完成工事補償引当金 | 5,813千円   |
| 退職給付引当金   | 306千円     |
| 役員退職慰労引当金 | 23,533千円  |
| 減損損失      | 2,493千円   |
| その他       | 2,750千円   |
| 繰延税金資産小計  | 51,371千円  |
| 評価性引当額    | △28,054千円 |
| 繰延税金資産合計  | 23,317千円  |
| 繰延税金負債    |           |
| 未収事業税     | △1,127千円  |
| 繰延税金負債合計  | △1,127千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 22,190千円  |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 32.8% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 10.4% |
| 住民税均等割               | 2.5%  |
| 留保金課税                | 2.3%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.8%  |
| 評価性引当額の増減            | 2.2%  |
| その他                  | 0.7%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 53.7% |



(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から、平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,016千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び通信事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

営業取引に係る運転資金や設備投資の資金については自己資本を充当し、銀行借入等による調達は行っておりません。余資は今後の事業投資に備え、主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金、及び短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを受けております。

完成工事未収入金、売掛金及び短期貸付金に対する信用リスクに対しては、当社の与信管理方針に沿ってリスク低減を図り、定期的なモニタリングを実施しております。また、投資有価証券に対しては、定期的な時価や格付け、発行体の財務状況等を確認しております。

営業債務である工事未払金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|--------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金   | 752,244   | 752,244   | —   |
| (2) 完成工事未収入金 | 406       | 406       | —   |
| (3) 売掛金      | 821       | 821       | —   |
| (4) 短期貸付金    | 31,057    | 31,057    | —   |
| (5) 投資有価証券   | 50,000    | 50,305    | 305 |
| (6) 工事未払金    | (193,313) | (193,313) | —   |
| (7) 未払金      | (62,268)  | (62,268)  | —   |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

金融機関から提示された価格によっております。

(6) 工事未払金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 882円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円84銭  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年8月10日

株式会社エスケーホーム

取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 堤 剣 吾 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーホームの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月17日

株式会社エスケーホーム 監査役会

|                  |      |   |
|------------------|------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 櫻井昭生 | ⓐ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 古田哲朗 | ⓐ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 永野隆  | ⓐ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要と考え、これまで配当を行っておりませんでした。一方、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しており、当期につきましては、内部留保と配当のバランス及び経営成績等を総合的に勘案し、1株につき10円の期末配当を実施いたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は10,910,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年9月28日といたしたいと存じます。

(ご参考) 当社株式の福岡証券取引所Q-Board市場への上場に伴い、平成27年8月4日を払込期日として普通株式150,000株の公募増資を行い、平成28年6月30日現在の発行済株式総数は1,091,000株となっております。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- ① 現行定款第39条（会計監査人の責任免除）の変更  
会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分発揮できるよう、会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設し、また、字句の一部訂正を行うものであります。
- ② 現行定款第41条（剰余金の配当の基準日）の変更及び変更案第42条（中間配当）の新設  
株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるように、所要の変更を行うものであります。
- ③ その他  
上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令に<u>限度</u>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の<u>限度</u>において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>                                                                             | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>                                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                          | <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p>                                                                                                                                                                       |
| <p>第42条 (条文省略)</p>                                                                                                                   | <p>第43条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                         |



### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 瀬口力<br>(昭和48年12月14日) | 平成9年8月 当社入社<br>当社取締役<br>平成11年2月 当社代表取締役社長（現任）                                                                       | 570,000株   |
| 2     | 瀬口悦子<br>(昭和28年12月2日) | 平成9年8月 当社常務取締役（現任）<br>営業部長（現任）<br>平成26年9月 建築部管掌（現任）                                                                 | 267,800株   |
| 3     | 山崎和範<br>(昭和31年3月31日) | 昭和49年4月 全国農業協同組合連合会入会<br>平成24年11月 当社入社<br>平成25年1月 管理課長<br>平成25年6月 取締役管理部長（現任）<br>平成28年1月 アフターメンテナンス室管掌（現任）          | 一株         |
| 4     | 松村伸也<br>(昭和53年4月28日) | 平成13年4月 日本アジア投資株式会社入社<br>平成21年10月 同社企業開発チームゼネラルマネージャー<br>平成25年5月 K&P パートナーズ株式会社設立代表取締役社長（現任）<br>平成25年6月 当社社外取締役（現任） | 一株         |
| 5     | 西村信男<br>(昭和48年6月22日) | 平成12年4月 岩本俊雄税理士事務所入所<br>平成17年7月 西村信男税理士事務所開業（現任）<br>平成27年1月 当社社外取締役（現任）                                             | 6,000株     |

- (注) 1. 瀬口力氏及び瀬口悦子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 松村伸也氏及び西村信男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、福岡証券取引所に対し、松村伸也氏及び西村信男氏を独立役員として届け出ております。本総会において松村伸也氏及び西村信男氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 瀬口悦子氏は瀬口力氏の実母であります。

6. 社外取締役候補者の選任理由、独立性及び責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

松村伸也氏は、直接会社経営に関与した経験もあり、会社経営を統括するに十分な見識を有しております。また、ベンチャーキャピタル勤務の経験もあり、多様なステークホルダーの視点から社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

西村信男氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり税理士として活躍され、財務及び会計等に係る相当程度の知見を有していることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、松村伸也氏及び西村信男氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、松村伸也氏及び西村信男氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 松村伸也氏及び西村信男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ3年4ヶ月、1年9ヶ月となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：熊本県山鹿市山鹿1768

山鹿温泉 清流荘 2階 花水木の間

TEL 0968-43-2101



交通 JR熊本駅をご利用の場合

熊本市営電車もしくはバスで約10分 熊本交通センター下車

バスで約75分 山鹿バスセンター下車 タクシーで約5分

高速バスをご利用の場合

植木IC下車 バスで約25分 山鹿バスセンター下車

タクシーで約5分

飛行機をご利用の場合

阿蘇くまもと空港よりバスで約40分 光の森駅下車

バスで約70分 山鹿バスセンター下車 タクシーで約5分